

平成 31 年度

指定管理者監査報告書

東久留米市監査委員



31東久監発第43号  
令和2年3月24日

東久留米市長 並木克巳 殿

東久留米市議会議長 富田竜馬 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 関根光浩

平成31年度指定管理者監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 平成31年度 指定管理者監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

#### 2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
東久留米市立子どもセンターあおぞら 東久留米市立中央児童館 東久留米市立子どもセンターひばり 東久留米市立けやき児童館	株式会社 明日葉	子ども家庭部 児童青少年課

#### 3 監査の範囲

平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

#### 4 監査の期間

令和元年11月21日から令和2年3月24日まで

#### 5 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、公の施設の管理に係る事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係書類を調査し、担当職員及び指定管理者より逐次説明を聴取して確認を行い実施した。

### 第2 監査の結果

監査した限りにおいて、公の施設の管理に係る事務は概ね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部改善を要する事項が見受けられたため、改めて、協定書等を精査し、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

また、市が現在、指定管理者に管理を委ねている公の施設の多くが、令和2年度末で指定期間満了となる。再選定にあたり、これまでの指定管理の成果や課題を振り返り、公募要項の記載内容や指定後の事務報告手法等を精査することで、選定時の事業提案が着実に管理運営に反映されるよう重ねて要望する。

東久留米市立子どもセンターあおぞら  
東久留米市立中央児童館  
東久留米市立子どもセンターひばり  
東久留米市立けやき児童館

指定管理者の概要

1 指定管理者の名称  
株式会社 明日葉

2 指定の意義  
児童館の管理運営に関して民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ることにある。

3 管理内容  
東久留米市立児童館の管理運営に関する基本協定書に基づく。

4 指定期間  
平成28年4月1日～平成33年3月31日（ひばり・けやき）  
平成30年4月1日～平成35年3月31日（あおぞら）  
平成31年1月1日～平成35年3月31日（中央）

5 指定管理料  
平成30年度 143,626,000 円  
内訳 ひばり・けやき分 81,411,000 円  
あおぞら・中央分 62,215,000 円

6 決算の状況

(単位：円)

平成30年度	収入決算額	支出決算額	収支差額
東久留米市立子どもセンター及び児童館合計	143,835,647	143,835,647	0